

静岡県告示第693号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年12月1日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川浜岡線	菊川市赤土字大瀬戸 1510番の2から	前	12.4~17.0	40.3
		菊川市赤土字箕打海戸 1459番の2まで	後	12.4~18.0	40.3